

埼玉県周産期医療施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、重篤な新生児患者及び周産期妊産婦患者の医療を確保するため、医療施設の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う総合周産期母子医療センター等の周産期医療施設の運営事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 総合周産期母子医療センター運営事業（周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省医政局長通知））に基づく総合周産期母子医療センターの運営事業
- (2) 地域周産期母子医療センター運営事業（周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省医政局長通知））に基づく地域周産期母子医療センターの運営事業（ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1に掲げる新生児特定集中治療室管理料の届け出を行ったNICU（以下「診療報酬加算NICU」という。）を有するものに限る。）
- (3) 新生児センター運営事業（ただし、光線治療、微量輸液ができるものに限る、かつ、国が行うものを除く。）

(補助額の算定方法)

第3条 前条の事業に対する補助額は、次のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 総合周産期母子医療センター運営事業

別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に補助率を乗じて得た額とする。

(2) 地域周産期母子医療センター運営事業

別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に補助率を乗じて得た額とする。

また、MFICU、NICU、GCUのすべての施設において、補助額算定の基準となる病床数を満たしている場合は、補助額に調整率（0.8）を乗じて調

整を行う。

(3) 新生児センター運営事業

別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に補助率を乗じて得た額（公立病院にあっては、当該額から当該年度における周産期医療病床に係る地方交付税財政措置額を減じた額）とする。

(交付条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業に要する経費の配分の変更、又は事業の内容の変更をする場合（軽微な変更は除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業の収入及び支出等についての証拠書類を整備保管し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業者が市町村である場合、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした様式7に準じた様式による調書を作成するとともに、当該補助事業の収入及び支出等についての証拠書類を整備保管し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。
- (5) この補助金は周産期医療施設の運営経費補助であるので、その他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又は補助条件その他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割

合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(8) 公益団体又は民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1-1号から第1-3号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (2) 病院の概況書又は前年度の決算書等
- (3) 当該事業に係る医師及び看護職員の勤務予定表
- (4) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認められる場合においては、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、患者取扱件数等について、翌年度の4月30日までに様式第3号により知事に報告するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4-1号から第4-3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了（補助事業の廃止・事業年度完了の場合を含む。）後30日以内、又は補助金交付申請の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第 11 条 規則第 1 4 条の確定通知書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(立入検査)

第 13 条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

第 14 条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定める補助事業のうち、総合周産期母子医療センター運営事業及び地域周産期母子医療センター運営事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」(平成 12 年厚生労働省令第 6 号)の適用がある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新生児救急医療対策事業費(受入施設運営費)補助金交付要綱(平成 2 年 10 月 23 日衛生部長決裁)及び総合周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱(平成 8 年 12 月 12 日衛生部長決裁)は廃止する。
- 3 平成 8 年度の総合周産期母子医療センター運営事業に係る補助金の額の確定については、総合周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱は、なおその効力を有する。
- 4 総合周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱に基づいてなされた平成 9 年度総合周産期母子医療センター運営事業に係る交付申請については、この要綱に基

づいてなされた申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 西埼玉中央病院周産期医療施設運営費補助金交付要綱(平成22年12月17日保健医療部長決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

種 目	基 準 額	対 象 経 費	補助率
(1) 総合周産期母子医療センター運営事業	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)運営費</p> <p>次の①から③により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く。)</p> <p>①MFIU運営費 6,111千円×病床数(12床を限度とする。)×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費 3,693千円×病床数(12床を限度とする。)×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 1,758千円×病床数(24床を限度とする。)×事業月数/12</p> <p>(2)母体救命強化加算 産科、小児科(新生児)、麻酔科及び救急医療の関係診療科(脳神経外科、循環器内科、心臓外科等)を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 17,917千円×事業月数/12</p>	<p>総合周産期母子医療センターの運営に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p> <p>関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料</p>	<p>2 / 3 (ただし、算定基準の病床数を超える病床分については、1 / 3とする。)</p>
(2) 地域周産期母子医療センター運営事業(下記の民間病院、独立行政法人国立病院機構等が行うもの)	<p>次の①から③により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く。)</p> <p>①MFIU運営費 11,423千円×病床数(6床を限度とする。)×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費(診療報酬加算NICUに限る。) 9,066千円×病床数(9床を限度とする。)×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 2,513千円×病床数(12床を限度とする。)×事業月数/12</p>	<p>地域周産期母子医療センターの運営に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>2 / 3 (ただし、算定基準の病床数を超える病床分については、1 / 3とする。)</p>

(3) 地域周産期母子医療センター運営事業（公立病院が行うもの）	<p>次の①から②により算出された額とする。（ただし、黒字の部門は算出対象から除く。）</p> <p>①NICU運営費（診療報酬加算NICUに限る。） $5,772 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$</p> <p>②GCU運営費 $915 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$</p>		1 / 3
(4) 麻酔科医配置加算	<p>麻酔科医を確保する場合</p> <p>$13,103 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$</p>	<p>麻酔科医の配置に必要な次の経費</p> <p>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>	<p>2 / 3</p> <p>（ただし、公立病院については、1 / 3とする。）</p>
(5) 臨床心理技術者配置加算	<p>臨床心理技術者を確保する場合</p> <p>$5,966 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$</p>	<p>臨床心理技術者の配置に必要な次の経費</p> <p>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>	<p>2 / 3</p> <p>（ただし、公立病院については、1 / 3とする。）</p>
(6) 新生児センター運営事業	<p>$6,000 \text{千円} \times \text{事業月数} / 12$</p>	<p>新生児センターの運営に必要な次の経費</p> <p>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	1 / 3

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるとき。